

1. VAT インボイス発行時における注意事項

ハノイ税務局は、VAT インボイス発行に関するオフィシャルレター/番号 6073/CT-TTHT を発行しました。

企業が異なる VAT 税率が課される様々な製品販売を行った場合、印刷済みインボイス欄に一つの税率しか記載できない形式であれば、異なる税率が課される製品ごとにインボイスを分けて発行する必要があります。

2. 中古機械・設備の輸入規制緩和

中古機械・設備・技術ライン（以下中古機械等）の輸入は、原則として、中古機械等の製造から輸入までの期間が 10 年以下の物に限定されてきましたが（科学技術省通達/番号 23/2015/TT-BKHCN）、2019 年 6 月 15 日発効の首相決議（番号 18/2019/QĐ-TTg）により、中古機械・設備の一部は、15 年～20 年に上限が緩和されました。また、技術ラインに関しては、年数による規制ではなく、残存能力が 85%以上であり、且つ、原材料・エネルギーの消費量が設計値を 15%超過してはならないという制限となっています。

- ① 上限 20 年対象品目 HS コード: 8420、8439～8441、8454～8463、8465、8479
- ② 上限 15 年対象品目 HS コード: 841932

3. 個人所得税確定申告期限の延長

2019 年 6 月 13 日、租税管理法（番号 38/2019/QH14）が国会にて可決されました。

個人所得税の確定申告期限は、現在、暦年末日から 90 日以内ですが、個人で申告する場合、暦年末日から 4 カ月以内に変更となります。

同法は 2020 年 7 月 1 日発効のため、2020 年度所得の確定申告からが対象となります。2020 年度所得の確定申告期限は、2021 年 4 月 30 日です。

なお、ベトナム法人・駐在員事務所が源泉徴収した個人所得税の申告期限に関する変更はないため、従前通り、暦年末日から 90 日以内の確定申告が必要となります。

4. CPTPP の優遇税率が確定

環太平洋パートナーシップに関する先進的かつ包括的な協定（以下 CPTPP）は、2019 年 1 月 14 日から発効していますが、政府は、2019 年 6 月 26 日付け政令/番号 57/2019/ND-CP を発行し

（発効日も同日）、2019 年～2022 年までの関税の優遇税率を決定しました。

2019 年 1 月 14 日から政令発効日である 6 月 26 日までの期間において、対象品目に対して優遇税率より高い税率に基づき税関申告していた場合、差額の還付請求が可能です。